

—大学4年生用—

保険の仕組み





## 4-2 保険の仕組み

### 1 よくある落とし穴



B君は、勤務先に来た保険会社の人から、「病気やケガへの備えがあったほうがいい。それに、そのうち結婚したら生命保険も必要になるが、若いうちに入った方が保険料が安い」と言われました。B君には、現在付き合っており、将来結婚したいと思っている彼女もいたので、それはいいと思って、勧められた生命保険に入りました。

数か月後、別の保険会社の人から、「その保険だとガンへの備えが足りない、うちのガン保険にも入った方がいい」と説明を受け、そのガン保険にも入ることにしました。

10年後、B君は当時の彼女と別れ、今も独身です。保険料の支払いは月々3万円で貯金はありません。B君は無病息災、これまで保険金の支払いを受けたことはありません。来月から保険料が上がるという通知が来ました。保険料分を貯金していたら、今ごろ360万円くらいの貯金が貯まっていたはずですが…。

### 2 B君の保険加入は自分に合ったものだったのか

B君は、月々3万円を保険料として支払い、10年間で360万円もの保険料を払ってきましたが、B君は健康上特に何も問題はなく、保険金の支払いを受けることはありませんで

した。

もちろん、健康面だけでなく、事故にあって入院などした場合には、保険金が支払われていたのですから、そういった万が一に備えての保険という側面もありました。

とはいえ、B君は、交際していた女性と思い描いていた結婚に至ることもなく、独身のままであり、死亡した場合の受取人は、特に指定していなければ法定相続人ということになるので両親になります。両親はB君の収入によって生活していなければ、B君が死亡したとしても生活に困るわけではありません。

ちなみにB君が未婚のままで交際相手の彼女を保険金の受取人に指定することはできません。結婚という形式をとらなくても、内縁（夫婦であるが婚姻届は出さないというもの。夫婦としての実態がある場合であり、単なる同棲や同居とは区別されます）であれば受取人に指定することはできますが、B君の場合にはそれには当てはまりません。

さて、B君が加入した保険は自分に合ったものだったのでしょうか。保険について学んでいきましょう。

### 3 保険について知ろう

#### (1) 保険の仕組み

保険とは、アクシデントが起きたときに、規定の金額を受け取れる代わりに、予め保険料を支払う契約です。自分で収入を得た場合には、将来に備えて貯蓄をすることもありますが、それは将来の人生設計の中で、どこかで使うことを予定しています。それだけでなく、万が一の不慮の病気や事故など不測の事態に備えておくことも必要です。しかしながら、それにかかる費用は高額になりがちで、自分の収入だけでは支払えないことがあります。

そうした自身の蓄えだけでは如何ともし難い場合に備えて掛けておくのが保険です。自分の力だけでは用意することが難しい大きな金額を、みんなが少しずつ保険料を出し合って、不幸が起きてしまった人に渡すようなイメージです。みんなで将来のアクシデントに備えてリスクを分散するのです。

ただし、保険料にはもちろん保険会社の経費や利益も上乗せされています。また、集められた保険料を運用して利益を得ることもしています。

## (2) 用語

### ① 保険契約者

保険会社と保険契約を結び保険料を支払う人

### ② 被保険者

保険金が支払われるアクシデント（保険事故）の対象となる人

### ③ 受取人

保険金の支払を受ける人

保険契約者、被保険者、受取人は必ずしも同じ人とは限りません。

例えば、独身の人が自分に何かあった場合に掛ける保険は、保険契約者と被保険者は同じです。しかし、死亡した場合の受取人を、契約者自身に指定することもできますが、その場合には当人が亡くなっていますので、実際の受取人は法定相続人ということになります。（法定相続人とは？ 図を入れる。死亡後に誰に保険金が行くのかをイメージする）

また、夫が保険契約者として保険会社として契約し、妻にアクシデントがあった場合に保険金の給付を受けるが、子が受取人になる場合、保険契約者（夫）・被保険者（妻）・受取人（子）がすべて異なることになります。

さらに、親が子に保険を掛けたり、その逆の場合もあります。

### ④ 積立型と掛け捨て型

保険事故が発生しない限り、払った保険料は、他の人の保険金や保険会社の経費等にすべて使われて返金されないのが掛け捨て型です（ただし、保険事故の総発生件数が少なかったときや、保険期間中無事故だったときに一部返金されるタイプもあります）。

これに対し、満期のときや途中で保険を解約したときにまとまったお金が戻るタイプや、一定時期以降に保険料の支払いが不要になるタイプもあります。これは、保険料の一部を保険会社に積み立てているためで、積立型といいます。

返金がある分、相対的に積立型のほうが保険料は高くなります。

### ⑤ 告知

保険加入の際に、健康状態などについて質問を受けることがあり、それに答えることです。医療保険であれば、保険会社は、告知によってその人の健康状態を把握し、その把握した健康状態によって保険料や加入条件、保険金の支払い条件などを設定します。既往症があったり、持病があって入院や手術の可能性が高い人の場合、保険料が

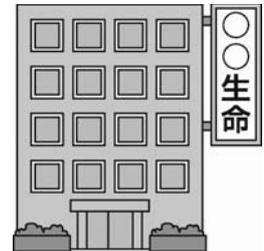
高くなったり、保険加入や保険金の支払いに制約が設けられたりすることがあります。

### (3) 主な保険の種類

#### ① 生命保険

被保険者が死亡すると、保険金が指定された受取人に対して支払われます。

被保険者が死亡することで金銭的に困る人がいるときに加入する保険です。



#### ② 医療保険

被保険者が入院したり、一定条件のもと通院したりすると保険金が支払われます。がん保険もこの一種です。

病気になったときに、医療費の負担が大きくなることも少なくなく、それを払うことで家計の収支が厳しくなるような場合や、仕事を休んで収入が減ると困るときに加入する保険です。

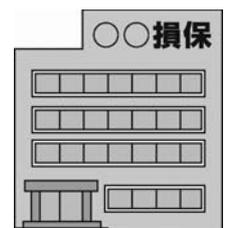
特にがんが発症した場合、高額な医療費が掛かる場合もあるので、予めこれに備えておくものです。

#### ③ 損害保険

被保険者が火事などで家や家財道具などが使えなくなると、保険金が支払われます。火災保険と言われているものがこれに分類されます。

家を購入するためには高額なローンを組んだりしますが、火事になれば一瞬にして家は失われてしまいます。火事などにあつたときに、家という高価な財産を補償するためでもあり、それは失われた生活基盤を取り戻すことにもなるので、そういった方が一に備えて加入する保険です。

なお火災保険では、地震による倒壊は含まれておらず、地震の場合も対象とする場合には別途、地震特約が必要とされるのが一般的です。



#### ④ 賠償保険

被保険者の不注意で人に損害を与えると、被保険者は損害賠償しなければなりませんが、賠償金が高額になることがあるため、それに備えて加入する保険です。

自動車の任意保険と言われているものも、これに分類されます。

これらの保険が組み合わさって一つの保険契約になることもあります。

以下はそのような保険の例になります。

#### ⑤ 借家人総合保険

賃貸物件に住む場合で、水漏れ事故を起こしたときに、下の階の人や大家さんに賠償するための賠償保険と、火事にあつたときに自分の家財道具を補てんする損害保険が組み合わされています。

借家人として賃貸借契約を結ぶ際、火災保険に入ることを契約の中で義務づけられているものもあります。借借人は火災を起こしてしまうと賃貸人に対して借りていた物件を元に戻して返還しなければならない立場ですから、火災によって焼失させてしまったような場合の賠償額は高額になり、普通は支払いきれない額になるため、賃貸人によっては火災保険への加入を義務づけているのです（火災保険に加入しなければ賃貸しないということになります）。

#### ⑥ 自動車総合保険

車の運転中に事故を起こしたときに相手に賠償するための賠償保険と、自分の過失割合分を補てんするための生命、医療、損害保険が組み合わされています。

車の運転をしていると、事故を起こして他人や他人の物に損害を与えてしまうことがあります。この場合、保険会社から賠償金が支払われます。

逆に、自分が自動車事故により怪我をする場合もあります。自動車事故を起こした相手に損害賠償請求ができますが、自分にも過失がある場合、その過失の割合によって賠償額が減額になるため、賠償額だけでは医療費を賄いきれなくなる場合は、その分は自己負担になります。

また、車の運転手が全く支払能力もなく、賠償保険にも入っていなかったとういことになると、自賠責で補填されるのが限度で、それ以上の治療費が掛かっても、現実に支払ってもらえないことにもなります。事故を起こした車が逃げてしまった場合はなおさらです（この場合も手続きは異なりますが、自賠責の基準を限度に補填を受けます）。そのような場合には医療費が支払われます。

#### ⑦ 生命保険に医療特約を付加した保険

生命保険に医療保険を組み合わせたものです。

#### (4) 社会保障制度も知っておこう

アクシデントへの対応には、ある程度の社会保障制度もあります。

##### ① 高額療養費支給制度

病院にかかるときには、健康保険を使います（これも保険の一種です）。健康保険には自己負担額がありますが、収入に応じて自己負担額の上限が定められているので、大手術をしたからといって自己負担額が青天井ということはありません。

##### 【参考】

全国健康保険協会「高額な医療費を支払ったとき」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3030/r150>

##### ② 傷病手当金制度

病気、けがのため、4日以上無給で仕事を休んだときは、給料の約6割の額の傷病手当金が健康保険から支給されます（最長1年半）。

##### 【参考】

全国健康保険協会「病気やケガで会社を休んだとき」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3040/r139>

##### ③ 遺族年金制度

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

##### 【参考】

日本年金機構「遺族年金」

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-03.html>

##### ④ 障害年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

国民年金は20歳より加入が義務づけられています。病気や怪我によって、障害年金を受給できる状態となったのに、国民年金未加入であったために障害年金の支給を受けられないということもあるので、注意してください。

#### 【参考】

日本年金機構「障害年金」

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html>

## 4 保険に加入するときに気を付けるポイント

### (1) 生命保険、医療保険

#### ① 必要、十分な保険か

どんなリスクに備えるものなのか。リスクの大きさと保険金が見合っているのか、保険以外（貯金、社会保障制度など）では対応できないか、などを考えて保険に加入しましょう。

若いときには病気になる可能性は低く、また、扶養しなければならない家族がないということも多く、死亡保険の必要性は、その観点から判断することになります。受取人に法定相続人として指定する人がいないような場合を想定したら分かりやすいです。この場合、受取人に指定できるのは、一定の親族関係がある者に限定されています。

逆に、若くても結婚し扶養家族ができた場合、自分に死亡や事故など万が一のことがあれば、残された家族が生活に困る場合も出てきます。

他方で、本人が死亡した場合には、遺族年金が出る場合もあります。

保険料の負担額の観点では、自分の収入との比較もしなければなりません。

#### ② 保険金が出る条件

保険では、どういうことが起きたら支払われるのか、支払条件をよく確認する必要があります。

医療保険を例にとると、入院特約の場合、入院して最初の4日間は保険金の支払いが免責されているものもありますが、1日目から出るものもあります。どちらが良いかは保険料との比較で判断する必要がありますが、「この場合には保険金はない」という説明はよく聞いて確認しておくことが大事です。

### ③ 保険料は将来変わるのか変わらないのか

生命保険などでは、年齢が上がると保険料が上がるタイプもあるので、内容をよく確認しましょう。

生命保険の場合には、年齢が上がれば病気にかかりやすく、また死亡する確率は徐々に上がっていきます。保険による給付額が変わらないというのであれば、年齢に見合った保険料ということになるので、保険料は上がるのが一般的です。

### ④ 告知は正しく

保険契約に先立って、自分の健康状態について保険会社に対し、正しく告知しなければなりません。病気を隠したりなど、正しく告知せずに契約すると、いざ保険事故が発生したときに、保険会社の調査により告知が正しくなかったことが発覚すると、保険金の支払いを拒否されることがあります。

保険の勧誘は主に保険外交員が行いますが、時として、この告知について言った言わないが問題になることがあります。保険外交員に既往症を伝えていたとしても、それを前提にすると保険加入の審査にパスしないと見込まれるときに、担当する保険外交員から、それは告知のときには黙っていて大丈夫だから、と言われたとしても、保険外交員には告知を免除するような権限はないので、真に受けてはいけません。保険外交員に伝えたとしても、実際の告知内容を書面にしたときに、それが記載されていない場合、伝えていないと扱われるので、正確に記載することが必要です。

記載すべきかどうか迷ったものについては、記載しておくのが無難です。

保険金の支払段階であっても、過去の既往症が露見すれば、保険金は支払われなくなります。

### ⑤ 保険会社は倒産する可能性もある

従来、保険会社が倒産することはないと言われてきました。しかし、保険会社は集めた保険金を運用し、収益を上げるために活用していますが、その見込みが違った場合、最悪の場合には倒産に至ることがあります。最近では2008年に保険会社が倒産しています。

保険会社が倒産した場合には、一定の保護がありますが、全額とは限りません。別の保険会社が引き継ぐ場合もあります。

## (2) 賠償保険（自動車に関する保険を中心に）

普通乗用車の免許は18歳から取得できますが、自動車を運転していて事故を起こした

場合、他人の生命を奪ったり、傷害を負わせてしまうこともあります（人身事故）。また自動車同士の事故であれば、自分の自動車と相手の自動車それぞれが損傷します（物損事故）。物損事故の対象は、相手の自動車に限らず、電信柱に衝突して倒してしまうという事故など色々あります。

人を死亡させてしまったり、重度の後遺障害を与えしまうと、その賠償額が億単位になることもあります。

#### ① 自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）

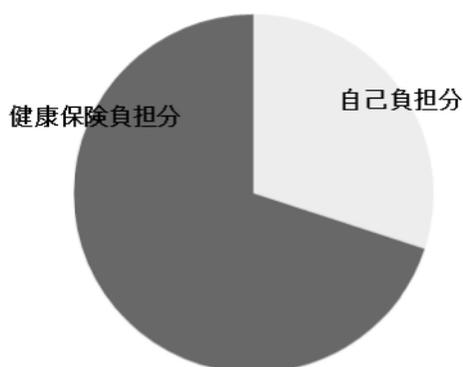
自動車の所有者は、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）に**法律上の義務**として加入しておかなければならないことになっています。但し、自賠責保険が対象としているのは人身事故のみであり、その人身事故の場合であっても支給上限が決まっています。傷害による損害では120万円となっており、後遺障害などの損害の場合は、それぞれの程度に応じて別途、支給額が決まっていますが、自賠責保険は最低限の補償のため、与えてしまった損害の一部しか補填されません。

そして、ここで注意しておきたいことは、交通事故を起こした場合には、例え保険診療であっても、被害者の自己負担分を超える部分も加害者の負担になるということです。つまり、120万円の補償対象が保険診療の自己負担分のみを対象としているわけではないということです。

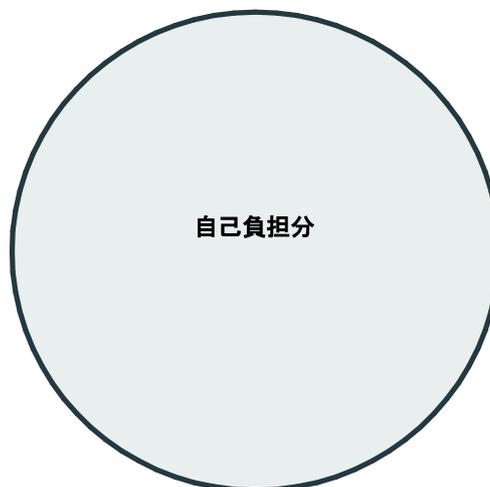
また、多くの被害者は、医療機関ごとに治療費を自由に決められる自由診療で受診しているため、保険診療に比べて、賠償額が高額になるのが実態です。

治療費を円グラフで表すと次のようになります。

保険を適用して診療を受けた場合



自由診療で診療を受けた場合



※治療費総額は自由診療の方が高くなる。

保険診療であっても、被害者が自己負担した部分のみを賠償すれば済むのではなく、健康保険組合の負担分についても後日、健康保険組合から請求を受けるということです。

## ② 自動車保険の任意保険

自動車保険には、任意保険と呼ばれるものもあり、加入は義務ではありませんが、自賠責保険だけでは補償しきれない部分を補うために入る保険になります。

特に若年者が自動車を持つ場合、車をローンで購入するケースが多く、家計の収支に余裕がないこともあります。任意保険に加入した場合、若年者の保険料は高く設定されていますので（若年者は事故を起こす確率が他の年代に比べても高い）、なおさら家計の収支を圧迫するということになります。

事故を起こさないように運転することは大切なことですが、事故は誰もが起こす可能性があります。任意保険にも加入できるゆとりのある家計収支を考えましょう。

自動車の任意保険は、加入している保険によって保険の適用が受けられる人、対象となる事故などに違いがあります。適用対象が30歳未満は対象外であったり、親族以外でも適用対象としたりとその自動車を利用するのが誰かということから保険の内容を決めます。それは30歳未満を対象外とした方が、30歳未満も対象とする場合よりも保険料が安くなることから、できるだけ保険料が安くなるように選択しているわけです。

対物賠償の場合も同じで、任意保険が対物賠償も補償対象にするものでなければ、物損事故を起こして保険金は出ませんし、補償対象にしている場合でも、例えば1,000万円までの補償という内容であれば、賠償額が1,000万円を超える場合でも1,000万円までしか出ないということになります。これも同様に保険料の額が異なるからです。

特に他人から借りて運転するときは要注意で、30歳未満が対象外であったりなど、その車を所有する人の属性に応じて任意保険が掛けられていることがあります。任意保険に入っていると思って運転して事故を起こした場合、任意保険の適用が受けられず、自分で損害を支払わなければならないことにもなります。

一方で、どの車を運転しても対象になる任意保険もあります。

また、逆に自分の自動車を他人に貸して事故が起きた場合、その他人が任意保険の対象外である場合、自動車運行供用者（車の所有者）も事故（但し人身事故に関するもの）の賠償責任を負うことになっているので、自動車の貸し借りは注意してください。

### ③ 自転車について

最近、自転車を運転していて歩行者にぶつかり、その歩行者を死なせてしまうという事故が起こっており、中には中学生、大学生の自転車によって引き起こされた事故もあります。また、死亡事故に至らなくても、大怪我をさせてしまうこともあります。

本来、自転車は、特に許可された歩道でなければ自転車は通行することはできません。また自転車は道路交通法では車両として扱われています。一時停止を守らなかったり、見通しの悪い交差点でいきなり飛び出すと、自分が車にはねられる危険があるだけでなく、歩行者にぶつけてしまい、加害者になる危険があります。

さて、自転車による事故であろうと、自動車による事故と同じ賠償責任を負います。大学生だから、若年者だからという理由だけで責任が軽減されることはありません。

自転車による事故を対象にした保険もあるので、検討しておくのも良いでしょう。

## 5 保険のクーリング・オフ

保険は、保険外交員が加入を勧誘することが多くみられ、よく考えずについ契約してしまい、後悔することがあるかもしれません。保険業は、特定商取引法の適用対象から除外されているので、特定商取引法によるクーリング・オフはできませんが、保険業法の規定で、保険契約もクーリング・オフについての説明書面を交付されたときから8日クーリング・オフができることになっています。

ただし、保険会社に出向いて契約した場合や通販型の場合など、クーリング・オフの適用がない場合もあります。

#### 【参考サイト】

公益財団法人生命保険文化センター「生命保険に関するQ&A：Q「クーリング・オフ」ってできるの？」

[http://www.jili.or.jp/knows\\_learns/q\\_a/life\\_insurance/life\\_insurance\\_q10.html](http://www.jili.or.jp/knows_learns/q_a/life_insurance/life_insurance_q10.html)

### クーリング・オフ



保険契約についてクーリング・オフができない場合であっても、将来に向かってであれ

ば、いつでも解約することができます。

## 6 確認問題

- (1) B君の生命保険契約の契約者と被保険者は誰ですか
- (2) 仮にB君が結婚した場合、受取人をそのままにしていると、死亡保険金の受取人は誰になりますか。

## 7 発展問題

- (1) B君は生命保険に入る必要があったと思いますか。理由を付けて教えてください。
- (2) B君はがん保険に入る必要があったと思いますか。理由を付けて教えてください。
- (3) 生命保険は、どういうときに、どのくらいの金額で加入したらいいと思いますか。
- (4) 医療保険は、年齢が上がると保険料が上がる契約がほとんどですが、どうしてそうなっていると思いますか。
- (5) 車を買うときには、自賠責保険という事故被害者に最低限の賠償をするための保険には必ず加入することが法律上義務付けられています。どうしてそういう法制度になっているのだと思いますか。